



11 社会貢献への取組

日本郵政公社では、国際社会、地域社会をはじめとする様々な社会の中で、応分の貢献ができるように努めています。

非常災害時の対応

スペースポスト号による郵便局のオンラインサービス

被災地等では、郵便局が機器の損壊や停電により窓口業務ができなくなることがあります。その際、郵便局のオンラインサービスを確保するのが、「スペースポスト号(車載型衛星通信地球局)」です。スペースポスト号は、通信衛星を利用して、郵便業務のほか、郵便貯金の払戻しや簡易保険の業務などのサービスを行うことができます。

●新潟県中越地震時のスペースポスト号の派遣

長岡大手高校
(山古志村の避難所)

派遣期間：平成16年10月27日
～11月3日

小千谷郵便局

派遣期間：平成16年10月26日
～10月27日

小千谷市総合体育館
(小千谷市の避難所)

派遣期間：平成16年10月28日
～11月3日

川口郵便局

派遣期間：平成16年11月1日
～11月2日



被災者の方への支援活動

新潟県中越地震では、新潟県長岡市、小千谷市ほか52市町村に、災害救助法が適用されました。日本郵

政公社は、郵便局が被災者の方にとって、重要な役割を果たすことから、様々な救援対策を実施しました。

	救援対策	支援内容	取扱内容	新潟県中越地震での支援内容
郵便	郵便はがき等の無償交付	被災者1世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚を無償で交付	●取扱局 災害救助法が適用された市町村内に所在する集配郵便局	無償交付した郵便はがき、郵便書簡 郵便はがき ……50,530枚 郵便書簡 ……10,086枚
	郵便物の料金免除	被災者が差し出す郵便物の料金を免除	●取扱局 被災地域内に所在する郵便局(簡易局を含む) ●料金を免除する郵便局 封書、はがき、電子郵便(レタックス)、盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物 特殊取扱料金は「速達」のみ免除	被災者から差し出された料金免除の郵便物数 3,025通
		非常災害時の救助用として、救援団体あての現金書留や小包郵便物の料金を免除	●取扱局 全国の郵便局(簡易局を含む)	救助用郵便物の配達物数 現金書留 ……7,409通 小包 ……45,980個
郵便貯金	災害義援金の無料送金サービス	被災者の救助団体にあてた災害義援金の送金手数料を無料にする扱い(ATMまたはパソコン、携帯電話及び電話、FAXでの送金は有料)	●取扱局 全国すべての郵便局(簡易局を含む) ●取扱期間 平成16年10月25日(月)～継続中(団体の要望により、団体ごとの取扱期間は異なる)	無料送金サービスによる災害義援金の送金額 150億円 (H17.9.30現在)
	通帳等を紛失された被災者への非常取扱い	家屋の倒壊や焼失などで貯金通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、本人と確認できれば郵便貯金を払い戻す非常取扱い	●取扱期間 平成16年10月24日(日)～平成16年11月22日(月)	非常取扱いの件数 45件 (窓口業務取扱休止局の小千谷局・川口局については、スペースポスト号で対応)
簡易保険	保険料払込猶予期間の延伸及び保険金即時払の取扱い	避難生活などで保険料の払込みが困難な方のために、保険料の払込みの猶予期間を延伸。また、保険金等の非常即時払いを実施	●取扱期間 平成16年10月24日(日)～平成16年11月22日(月)	非常取扱いによって保険金等を即時払いした件数 26件
	救援対策	支援内容		
その他	避難所への配達	被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施。全村避難の山古志村を含め、避難されている方へは避難先に配達		
	不在留置期間の延長	避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、地震発生日から1か月間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を掲出		

社会貢献への取組

ボランティア活動支援

ボランティア休暇制度

ボランティア休暇は、職員がボランティア活動を行う場合に付与される特別休暇(有給)です。付与される日数は、1年度につき暦日5日(郵政短時間職員は3日)です。

災害救助法が適用された(される見込みを含む)市

区町村または都道府県において、職員がボランティア活動を行う場合に対象となります。今般大きな被害をもたらした新潟県中越地震もその対象となり、制度を利用してボランティア活動に現地に赴いた職員もいました。

新潟県中越地震 ボランティア活動体験記

新潟県中越地震に際し、昨年10月29日から11月5日までの間、ボランティア休暇を取得して新潟県立十日町高校避難所でボランティア活動に携わった岡田さんの体験談を紹介します。



北本郵便局 貯金保険課 主任

岡田 修一さん

私の活動の現場になった十日町高校避難所は、最大で約700名の避難民の方が暮らしていました。活動はというと、朝は6時30分から始まります。これは救援物資が避難所に到着する時間。それから、避難されている方からの要望を聞いては実行するというところで、私は市の職員のサブ的な役割になっていましたが、はっきりとした担当業務があるわけではありませんでした。ですから、市の職員との連絡やテントの設営、校庭の整備、校舎内の掃除、避難されている方の身の回りの世話など、つまり何でもやりました。就寝するのは、深夜になることが多かったと思います。

ボランティア活動をとおして出会った中で、意気投合し一生の友達と心を分かち合った

方もあり、得るものが多くありました。とにかくボランティア活動は、人の役に立とうとあまり気負わないほうが良いと思います。ごみの一つでも拾うというような、軽い気持ちで淡々とやったほうが良いと実感しました。





地域社会への貢献

ひまわりサービス

過疎地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象とした在宅福祉支援サービスを推進しています。

【ひまわりサービスの一例】

- 励ましのメッセージのお届け
- 生活用品等の配達サービス
- 外務職員による励ましの声かけ
- 郵便物の集荷サービス



災害発生時における地方公共団体との協力

日本郵政公社は、災害対策基本法に基づく指定公共機関になっています。災害発生時には地方公共団体との協力関係を確立し、事態に応じて相互に密接な連絡・協力を行います。

【日本郵政公社の主な役割】

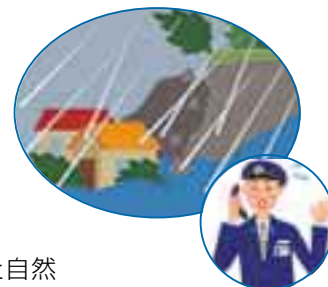
- 郵政事業の災害特別事務取扱い
- 避難、物資集積、郵便業務実施などのための場所の相互提供
- 住民の避難場所、被害状況等の相互提供
- 避難所への郵便差出箱の設置
- (簡易保険加入者福祉施設における) 入浴の提供
- 砂防担当機関・治山担当機関が作成する地図、冊子の郵便局への提示・備え付け
- 災害発生の前兆現象等に関する情報を郵便局から「土砂災害110番」等を活用して通報する体制の整備
- 砂防担当機関の雨量計または雨量表示板の郵便局への設置

等

郵便局における災害時対応事例

平成16年度は、新潟・福島豪雨、福井豪雨、観測史上最多となる台風上陸のほか、新潟県中越地震及び福岡県西方沖地震と、相次いで発生した自然

災害が各地に大きな被害をもたらしました。こうした災害時に、日本郵政公社では、被災者の方や救援活動を行う地方公共団体などを支援するため、様々な救援対策を実施しています(詳細は「非常災害時の対応」(P37)をご確認ください)。



地方公共団体事務の受託

地方公共団体事務については、市町村に需要がある場合、市町村と郵便局が協議を行い、有償で受託しています。



【事務委託の例】

- 郵便局窓口での「住民票の写し等の即時交付」
- 郵便局窓口での「公営バス回数券等の販売事務」
- 郵便局窓口での「バス利用券等の交付事務」
- 郵便局窓口での「公的施設等の利用申込取次事務」
- 郵便外務職員による「高齢者等への生活状況確認」
- 郵便外務職員による「廃棄物の不法投棄の見回り」
- 郵便外務職員による「日用品の注文・図書の貸出し等の受付・配送」

等

社会貢献への取組

国際社会への貢献

国際ボランティア貯金

国際ボランティア貯金は、郵便局の通常貯金や通常貯蓄貯金の税引後の受取利子の全部または一部を、開発途上地域の人々の福祉の向上のために寄附していただく貯金です。

●国際ボランティア貯金のしくみ

国際ボランティア貯金の寄附金は、海外で活動する民間援助団体(NGO)を通じて、開発途上地域の人々の福祉向上のために役立てられます。寄附の割合は、20%~100%までの間の10%単位で自由にお選びいただけます(寄附割合を変更することもできます)。最寄りの郵便局で簡単にご加入いただけます。ご加入いただいたお客さまには、「国際ボランティア貯金協力証」をお渡ししています。

●寄附金の配分状況

平成17年度は、53の事業に対して、総額8,603万4千円の寄附金を配分することができました。この寄附金は、アジアを中心とする世界22か国において、医療、教育、職業訓練など様々な分野の援助活動に活用されています。

福祉への貢献

寄附金付お年玉付郵便はがき等

日本郵政公社では国民の福祉の増進を図ることを目的として、1949年12月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」を、1991年からは「寄附金付お年玉付郵便切手」を発行しています。

ご購入いただいた方々の善意の寄附金は、これまでに合計で約435億円も寄せられました。これらお預かりしました寄附金を法律に定められた10の分野の事業を行う団体に配分しています。

●助成対象事業

助成の対象の10の分野は、以下のとおりです。

- ①社会福祉の増進を目的とする事業
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- ⑥文化財の保護を行う事業
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- ⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

寄附金の配分先

